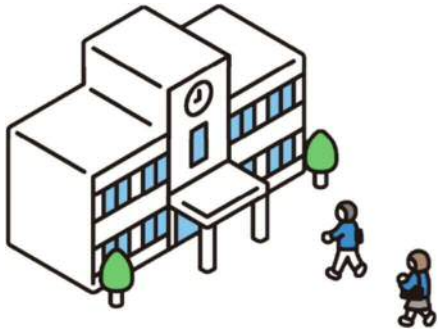


令和6年度



# 豊島区の特別支援教育と 就学相談



豊島区教育委員会

## 一人一人の子供の健やかな成長を願って

特別な支援を必要とする児童・生徒は、状況はさまざま違いますが、毎日成長・発達をしています。自らの夢に向かって、もっている能力を十分に伸ばし、社会で自立して生きていける力を身に付けていくことが大切です。

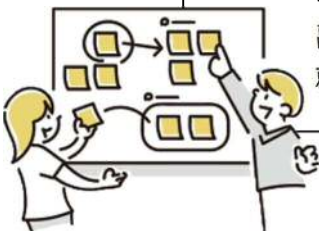
そのためには、児童・生徒の状態や特性を客観的に把握し、支援の適切な時期と学習環境を見極め、成長を促すことが重要です。発達の状態や状況に応じて教育する場として、豊島区教育委員会は特別支援学級、特別支援教室を、東京都教育委員会では特別支援学校を設置しています。

現在、豊島区では知的固定学級の特別支援学級を小学校5校と中学校3校に、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を小学校2校と中学校1校に設置しています。また、通常の学級に在籍しながら、通級による指導を行う通級指導学級（ことばときこえの教室）を小学校1校に設置しています。さらに、平成28年度より各小学校に、令和元年度より各中学校に特別支援教室を設置し、それぞれのニーズに応じた教育を受けられる体制を整えました。特別支援学級や特別支援教室では、一人一人の能力や可能性を最大限伸ばすため、個別指導計画を作成し、きめ細やかな指導を実施しています。

豊島区教育委員会は東京都教育委員会と連携して、より充実した就学相談を実施し、一人一人の児童・生徒にとって最も適切な教育の場や支援の方法を保護者の方々と一緒に考えるとともに、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定してまいります。

### 目次

一人一人の子供の健やかな成長を願って	1
就学相談	2
就学相談の流れ	3
特別支援学級等一覧	4
特別支援学級設置校配置図	5
学校・学級種別の特徴と利用イメージ	6
【特別支援学級】	
知的固定学級	8
自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)	10
通級指導学級(ことばときこえの教室)	12
【特別支援教室】	13
【通学区域の特別支援学校一覧】	14
【特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度】	15
学齢期から成人期に応じた教育・福祉の機関	16
就学支援シートについて	17
学校生活支援シート(個別の教育支援計画)と個別指導計画について	18
副籍制度について	19
就学相談のお問い合わせ	20



# 就 学 相 談

## ■ 就学相談とは

子供たちが自信と意欲を持って生き生きと学び、能力を伸ばしていくためには、適切な教育や支援を受けることが必要です。就学相談は、さまざまな発達や行動に課題がある児童・生徒のために適切な教育環境を考えていく出発点となる相談の場といえます。

障害のあるお子さんが学ぶ学校や学級については法律で定められていますが、平成 25 年 9 月の「学校教育法施行令の一部を改正する政令」において、これまでの就学決定の仕組みが改められ、障害の状況、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況などを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改正されました。

就学相談の場では、保護者と就学相談員との面接で、一人一人のライフステージを見通しながら、保護者がお子さんにどのような教育を受けさせたいかなどの希望を伺い、お子さんの可能性を最大限に伸ばすためにはどのような教育環境や教育内容・方法が必要かを一緒に考えます。また保護者のご要望により、特別支援学級・特別支援学校などの見学・体験をしていただき、納得のいく結論が得られるようにしていきます。

お子さんの様子は、保護者の同意を得たうえで、さまざまな検査や観察、また現在利用されている就学前機関や療育・医療機関などからの資料を参考に状況を把握させていただき、「就学相談委員会」から具体的な支援や就学先を提案させていただきます。なお、プライバシーの保護には十分配慮しています。

## ■ 就学相談・転学相談の受付期間

### 1. 新たに小学校・中学校に入学する際には

4 月から随時、相談を行います。面接は数回にわたることがありますので早めにご相談されることをお勧めします。年度内に相談を終えるためには、小学校に入学される方は 10 月末まで、中学校に入学される方は 7 月末までにお申し込みください。

### 2. 入学後は

在学中に転学や特別支援教室の利用を希望するお子さんについては、在籍学校経由で相談を受け付けています。まずは学校にご相談ください。

## ■ 就学相談のお申込み先

相談は予約制です。

教育センター教育相談グループ 就学相談担当

☎03 (3590) 6746

受付時間：(月曜～金曜) 9:00 ~ 17:00



## 就学相談の流れ〈新就学〉

### 申し込み

オンラインや電話で、保護者から直接お申し込みください。（教育センターHP、P2参照）

### 初回面接

専門の相談員が保護者と面談し、お子さんの成育歴や発育の様子、就学を希望する学校についてのお考えなどを伺います。

### お子さんの面接 と 発達検査

お子さんの成長を客観的にとらえ、理解するために検査を行います（1時間から2時間）。検査の結果は、後日、保護者の方にご説明します。医療機関等ですでに検査を実施している場合は、その結果を提出していただけます。

### 園訪問・資料収集

必要に応じて、就学前機関での様子を見せていただきます。  
また、医療機関、療育機関等にお子さんの様子の書類作成を依頼します。

### 就学相談委員会

#### 行動観察会

お子さんの様子を就学相談委員が観察します。（保護者の方には別室でお待ちいただけます。）

同日に実施

#### 検討会

行動観察会の様子や相談の資料を基に、適切と思われる具体的な支援や就学先を総合的に検討します。

### 保護者への伝達面接

保護者の方に就学相談委員会の提案をお伝えし、適切な就学先と、必要な支援について相談します。  
※利用できる支援は提案が出た種別の学校や学級のみです。ご希望と異なる提案になることもあります。

提案と異なる就学先を希望される方は、学級の見学や希望校の校長先生との面接を行います。

都立特別支援学校希望者は、東京都の就学相談に移行します。

### 保護者と就学先・支援内容について合意形成（就学相談終了）

#### 11月末までに合意

学務課から12月下旬に入学通知書が届きます。入学確認票を切り取って、必要事項をご記入の上、期限までに就学予定校に提出してください。

#### 12月以降に合意

学務課から12月下旬以降、順次入学通知書が届きます。入学確認票を切り取って、必要事項をご記入の上、速やかに就学予定校に提出してください。期限が過ぎていても大丈夫です。

※入学確認票の提出をもって入学が確定します。

## 特別支援学級等 一覧



### 固定学級(知的) < 小学校 >

校名	学級名	所在地	学校電話
西巣鴨小学校	たけのこ学級	西巣鴨1-27-1	3918-6345
朋有小学校	竹の子学級	東池袋4-40-1	3987-6275
池袋第三小学校	あゆみ学級	西池袋3-14-3	3984-8501
長崎小学校	五組	長崎2-6-3	3956-8146
要小学校	すずかけ学級	要町2-3-20	3956-8151

### < 中学校 >

巣鴨北中学校	6組	西巣鴨3-17-1	3918-2144
西巣鴨中学校	4組	南大塚3-18-1	3986-0661
西池袋中学校	6組	西池袋4-7-1	3986-5427

※固定学級(知的)は、学校での学級説明会が予定されています。詳細は決まり次第区HP等で周知します。

### 固定学級(自閉症・情緒障害)



#### < 小学校 >

南池袋小学校	けやき学級	南池袋3-18-12	3987-6278
池袋第一小学校	かしわ学級	上池袋4-28-1	3916-3435

#### < 中学校 >

池袋中学校	E組	池袋本町1-43-1	3986-5435
-------	----	------------	-----------

### 通級指導学級(難聴・言語障害)

池袋小学校	ことばときこえの教室	池袋4-23-8	3986-2858
-------	------------	----------	-----------

### 特別支援教室(拠点校)

#### < 小学校 >

※巡回校についてはP13参照



南池袋小学校	くわのみ教室	南池袋3-18-12	3987-6278
千早小学校	あすなろ教室	千早3-33-5	3956-8154
朝日小学校	ひいらぎ教室	巣鴨5-33-1	3918-2339
長崎小学校	ひまわり教室	長崎2-6-3	3956-8146
目白小学校	あおぞら教室	目白2-11-6	3987-4801
池袋本町小学校	たんぽぽ教室	池袋本町1-43-1	3986-7166

#### < 中学校 >

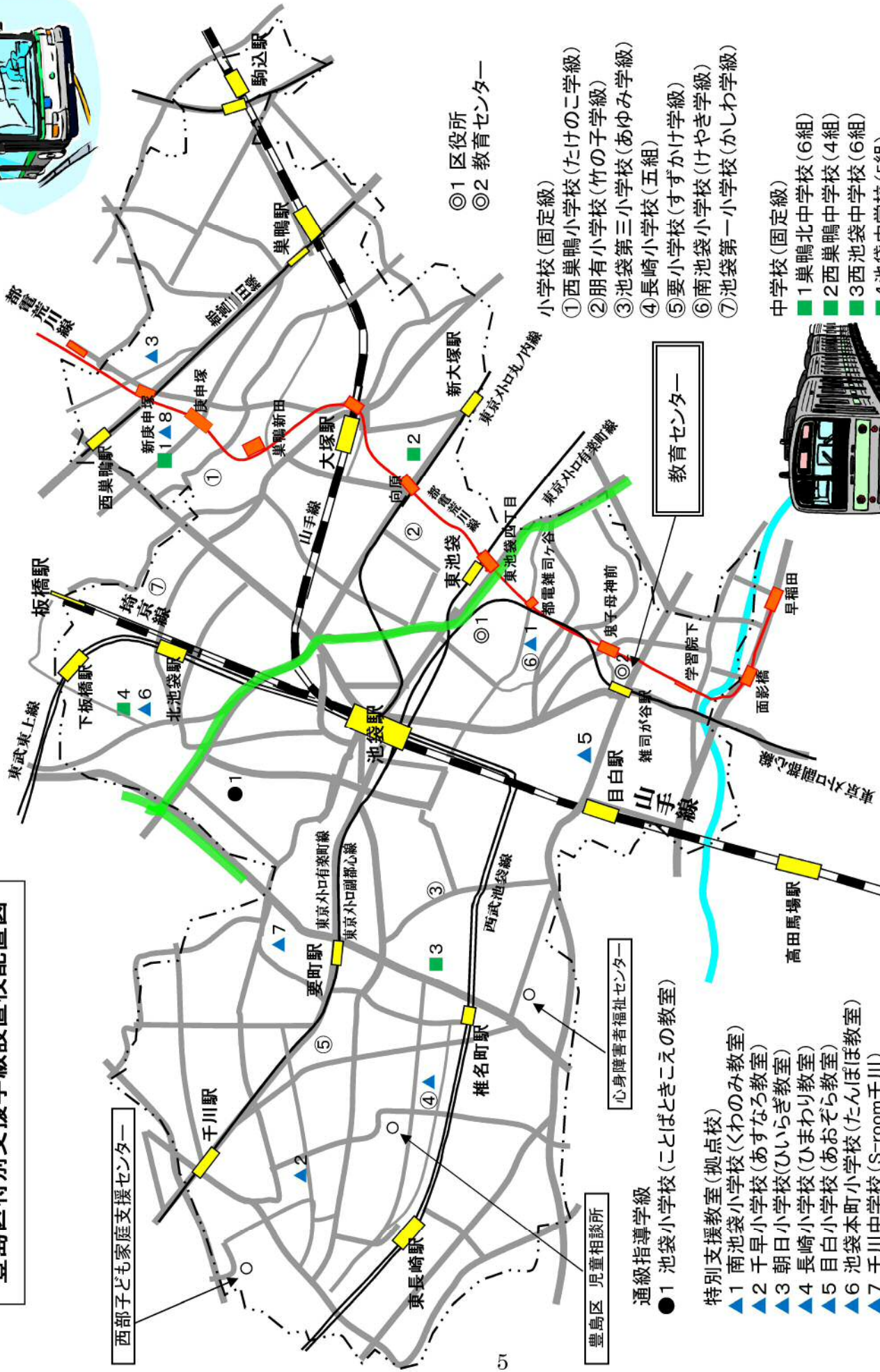
※巡回校についてはP13参照

千川中学校	S-room	千早2-39-16(仮校舎)	5995-6150
巣鴨北中学校	S-room	西巣鴨3-17-1	3918-2144

### 関係機関

豊島区 西部子ども家庭支援センター	豊島区千早4-6-14	5966-3131
豊島区 児童相談所	豊島区長崎3-6-24	6785-7910
東京都教育相談センター	新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター4階	0120-53-8288
東京都心身障害者福祉センター	新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12~15階	3235-2946
東京都立北療育医療センター	北区十条台1-2-3	3908-3001
心身障害児総合医療療育センター	板橋区小茂根1-1-10	3974-2146

# 豊島区特別支援学級設置校配置図



西部子ども家庭支援センター

豊島区 児童相談所

心身障害者福祉センター

通級指導学級  
● 1 池袋小学校(ことばときえの教室)

特別支援教室(拠点校)

- ▲ 1 南池袋小学校(くわのみ教室)
- ▲ 2 千早小学校(あすなろ教室)
- ▲ 3 朝日小学校(ひいらぎ教室)
- ▲ 4 長崎小学校(ひまわり教室)
- ▲ 5 目白小学校(あおぞら教室)
- ▲ 6 池袋本町小学校(たんぼぼ教室)
- ▲ 7 千川中学校(S-room千川)
- ▲ 8 巢鴨北中学校(S-room巢鴨北)

- ◎ 1 区役所
- ◎ 2 教育センター

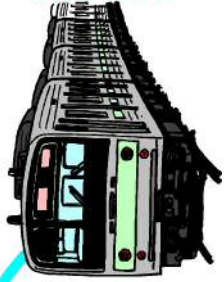
小学校(固定級)

- ① 西巢鴨小学校(たけのご学級)
- ② 朋有小学校(竹の子学級)
- ③ 池袋第三小学校(あゆみ学級)
- ④ 長崎小学校(五組)
- ⑤ 要小学校(すずかけ学級)
- ⑥ 南池袋小学校(けやき学級)
- ⑦ 池袋第一小学校(かしわ学級)

中学校(固定級)

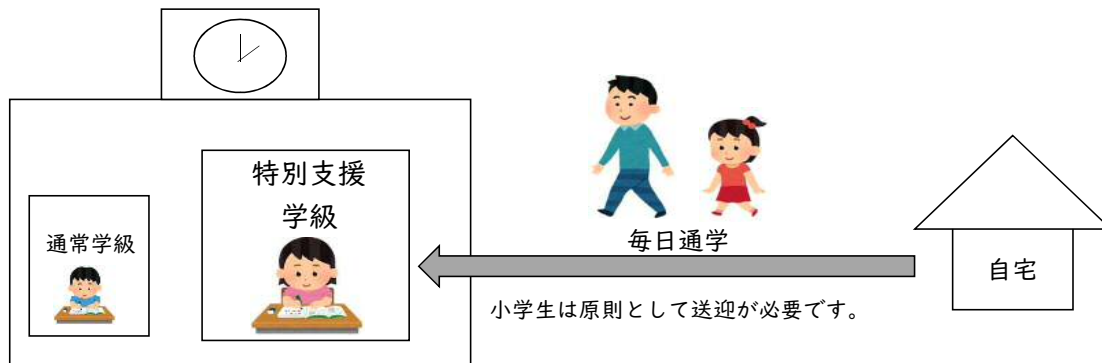
- 1 巢鴨北中学校(6組)
- 2 西巢鴨中学校(4組)
- 3 西池袋中学校(6組)
- 4 池袋中学校(E組)

教育センター



# 学校・学級種別の特徴と利用イメージ

## <特別支援学級（固定学級）の場合> P8～11参照



### ◎対象◎

知的固定学級：知的発達がゆっくりで、他者とのやり取りや日常生活に一部介助が必要なお子さん  
 自閉症・情緒障害固定学級：知的発達に遅れがなく、自閉症や情緒障害の症状が顕著なお子さん  
 （自閉症・情緒障害固定学級は、小学校入学時点での申込はできません）

### ◎特徴◎

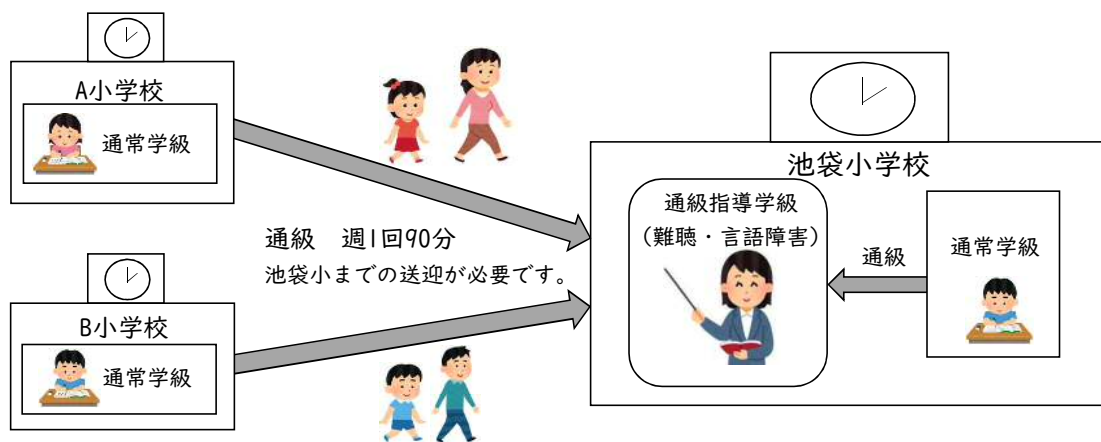
知的固定学級：小学校5校、中学校3校に設置されています。1学級8人で編成され、定員はありません  
 自閉症・情緒障害固定学級：小学校2校、中学校1校に設置されています。各学級8名で、定員が決まっています。

### ◎よくある質問◎

Q. 固定級に入学したら、卒業まで固定級に在籍することになりますか？

A. お子さんの成長に応じて学びの場を検討することができます。入学後に固定級以外の支援を希望する場合は、学校とよくご相談いただき、転学相談にお申し込みください。

## <通級指導学級（ことばときこえの教室）の場合> P12参照



### ◎対象◎

知的発達に遅れがなく、ことばやきこえに課題を抱えたお子さん

### ◎特徴◎

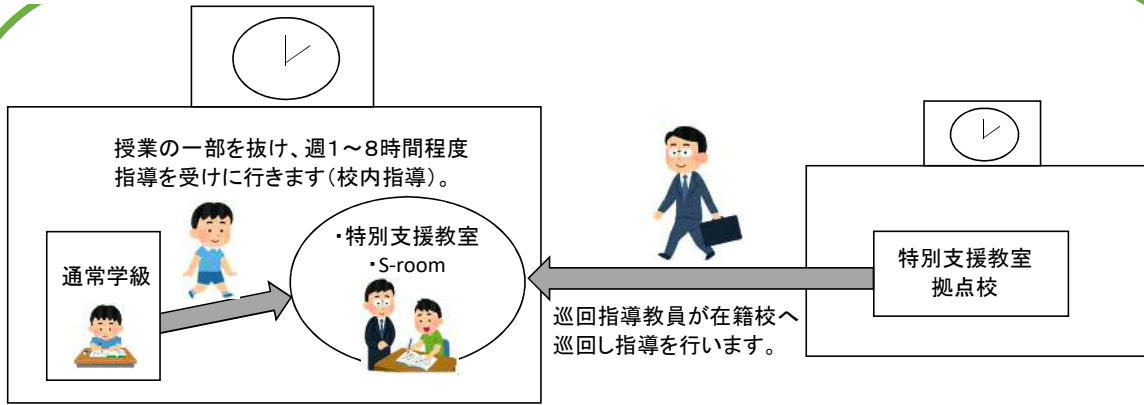
池袋小学校に設置されています。発音の誤りや吃音、聞き誤りやきこえの弱さについて、それぞれのお子さんの課題に応じた指導を受けます。

### ◎よくある質問◎

Q. 発音の不明瞭さ等、ことばの課題が気になりますが、多動やコミュニケーションスキルの弱さも気になります。特別支援教室との併用はできますか？

A. 併用はできません。お子さんにどのような支援が必要か就学相談委員会で検討することになりますので、保護者の方が支援についてどのようにお考えかお話しください。

<特別支援教室の場合> PI3参照



◎対象◎

知的発達に遅れがなく、発達障害の傾向を持っているなど、一部特別な教育的支援が必要なお子さん

◎特徴◎

区立の全ての小中学校に設置されています。通常の学級に在籍し、週1～8時間程度、個別や小集団で指導を受けます。

◎よくある質問◎

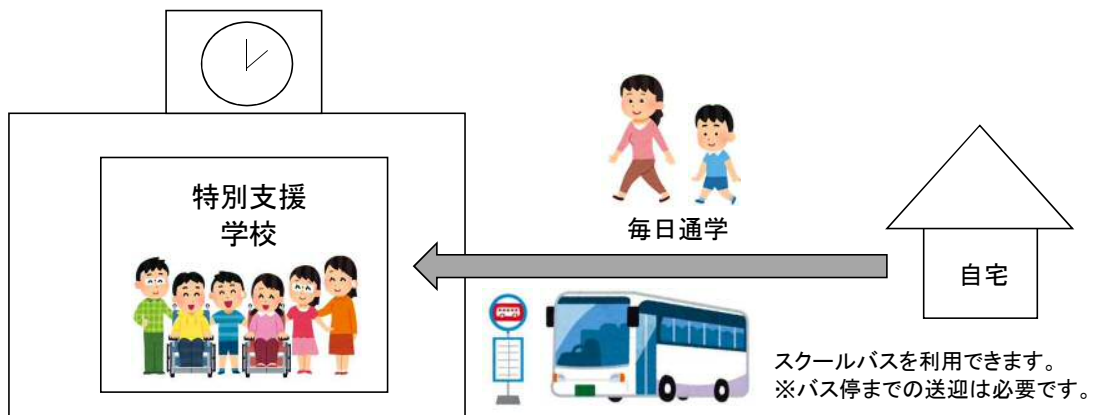
Q.なぜ知的な遅れがない児童・生徒が対象なのですか？

A.知的な遅れのある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実際の・具体的な内容を継続して指導することが必要となります。そのため、知的な遅れのある児童・生徒は一定の時間のみ取り出して指導を行うことにはなじまないため、特別支援教室の対象にはなりません。(文部科学省編纂「障害に応じた通級による指導の手引き」より)

Q.特別支援教室の指導を開始したら、卒業までずっと指導を受けることになりますか？

A.原則の指導期間は1年間です。指導の延長については学校とご相談ください。

<都立特別支援学校の場合> PI4参照



◎対象◎

発達の大きな遅れや、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由等の身体の障害があるお子さん

◎特徴◎

知的障害や、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由等、それぞれの障害に特化した支援を受けられます。1学級6人で編成されています。

◎よくある質問◎

Q.特別支援学校に在籍すると、地域との繋がりがなくなってしまうことが心配です。

A.副籍制度を利用することによって、お住まいの学区の児童・生徒と交流することができます。詳細はPI9を参照してください。

※それぞれの対象となる障害種と程度の詳細はPI5をご覧ください



## 小学校の特別支援学級（知的固定学級）

西巣鴨小学校「たけのこ学級」・朋有小学校「竹の子学級」・池袋第三小学校「あゆみ学級」・長崎小学校「五組」・要小学校「すずかけ学級」

子供の発達は一人一人違います。たとえば、

- 基本的な身の回りのことに、時間がかかってしまう子供
- ことばの遅れがあったり、数の理解が難しかったりする子供
- 自分から進んで友だちと一緒に遊べない子供
- ものごとを記憶したり、判断したり、道筋を立てて考えたりするのが苦手な子供 等

小学校の知的固定学級では、このような児童にきめ細かな支援が行われるよう、少人数の学級編制で、児童の状況に応じた教育課程を編成し、一人一人の個別指導計画に基づいた指導を行っています。

### <指導目標>

小学校の知的固定学級では、次のようなことを柱とし、家庭や関係機関との連携を密にしながら共通理解を図り、教育を進めていきます。

#### ■自分のことは自分でできる

基本的習慣を身に付けることによって、自立した生活ができるようにしていきます。

#### ■丈夫で健康な身体をつくる

健康な体をつくり、何事にも粘り強く取り組む力を育てます。

#### ■言葉や数の理解を深める

生活体験を積み重ね、生活に必要で具体的な学習を通して、言葉や数の理解を深めます。

#### ■人とかかわって生きる力を身に付ける

助け合うことや約束を守るなどを通して、社会性を培い、生きていく力を育てます。

#### ■意欲を育てる

「できた」ことや「分かった」ことの喜びを味わい、「やってみたい」「やろう」という意欲を育てます。

### 時間割の例(低学年)

	月	火	水	木	金
	登校・朝の支度				
1	日常生活の指導	国語	日常生活の指導	音楽	日常生活の指導
2	体 育				
	休み時間				
3	図画工作	国語	図画工作	国語	国語
4	国語	算数	国語	算数	学級活動
	給食・昼休み・清掃				
5	音楽	遊びの指導	算数	生活単元学習	生活単元学習

◎知的固定学級では、以下の説明のように、「領域・教科を合わせた指導」を行っています。これは、教科や道徳、特別活動などで学ぶ内容を組み合わせ、子供に生きる力や自分を表現する力を付けさせるためのものです。



※学校により生活時程や内容は異なることがあります。

### 【領域・教科を合わせた指導例】

- 日常生活の指導…着がえや学習の準備をしたり、一日の学習の流れを確認したりします。  
朝のスピーチやカレンダー・時計など、国語や算数の内容と関連付けて学習を積み重ねます。
- 生活単元学習…季節や行事に合わせた内容を学習していきます。  
(例：「芋ほりにいってみよう」「お正月の遊び」など)

## 中学校の特別支援学級（知的固定学級）

巢鴨北中学校「6組」 ・ 西巢鴨中学校「4組」 ・ 西池袋中学校「6組」

小学校6年間の課程を修了し、進学してきた生徒たち一人一人のもっている能力や特性には、それぞれ発達の違いがみられます。

たとえば、

- 読んだり、話したり、書いたりすることが苦手な生徒
- 筋道をたてて理解することや数の理解に難しさがある生徒
- 人とのかかわりが苦手で、集団生活への適応が困難な生徒 等

中学校の知的固定学級では、このような生徒に対してそれぞれの発達に応じた個別指導計画を策定し、「わかる・できる」喜びを味わい、課題に取り組む意欲や自信をもてるようにします。また、将来の自立を見据えたキャリア教育などを取り入れた独自の教育課程を編成し、教育活動を推進しています。

### <指導内容>

中学校の知的固定学級では、生徒の将来の社会的自立を目指して、次の点に重点をおいて学習を進めています。

#### ■基礎学力を身に付ける

読み・書き・計算・表現などの基礎学力を、その生徒の力に合わせてわかりやすく指導することで、「自ら判断し、考える力」を育てます。また、音楽・美術などの情操教育にも力を入れています。

#### ■体力を付ける

歩く、走る、体操、水泳、球技などを取り入れて、健康な身体と、根気強く取り組む力を育てます。

#### ■生活する力を身に付ける

基本的な生活習慣を身に付け、自主的な活動ができるように取り組んでいます。また、特別支援学級を設置している中学校3校の交流会・スキー教室等を通して、社会性の育成を目指します。

#### ■働く意欲を育てる

木工・調理・手芸・園芸など、体験活動を中心とした学習や職場体験などを行います。

#### ■進路を選択する力を付ける

進路について理解を深めるため、学校見学や進路相談をきめ細かく行います。

### 中学校の時間割の例

		月	火	水	木	金
	8:10~8:30	登校				
	8:30~8:45	朝会	学級活動・朝の活動			
1	8:50~9:40	学級活動	保健体育	保健体育	保健体育	保健体育
2	9:50~10:40	保健体育	数学	社会	生活単元学習	書写
3	10:50~11:40	国語	理科	技術・ 家庭	総合的な 学習の時間	美術
4	11:50~12:40	数学	英語			
	12:40~1:10	給食				
	1:10~1:30	昼休み				
5	1:35~2:25	技術・ 家庭	音楽	道徳	数学	国語
6	2:35~3:25				国語	学級の時間
	下校時間	3:45		2:45	3:45	3:45

[学校により、生活時程や内容が異なります。]

## 小学校の特別支援学級（自閉症・情緒障害 固定学級）

南池袋小学校 「けやき学級」 ・ 池袋第一小学校 「かしわ学級」

子供の個性や特性は、それぞれに違います。知的な遅れがなくても、個性や特性により、通常の学級のような大きな集団の中では自分のもてる力を十分に発揮しにくい子供もいます。また特別支援教室での一定時間の特別な指導だけでは、発達特性による学習上または生活上の困難を改善・克服していくのが難しい子供もいます。

たとえば、

- 特定のことへのこだわりがとても強く、人からの働きかけに呼応することが苦手
- 味やにおい、小さな音などにとっても敏感で、集団行動がうまくとれない
- 急な状況の変化に対応することが苦手でパニックになってしまう 等

自閉症・情緒障害特別支援学級は、このような知的な遅れのない自閉症や情緒障害の傾向が顕著な子供を対象とした学級です。少人数で異学年の学級編制で授業を行います。授業内容は通常の学級の教育課程に準ずることを基本とし、各教科及び領域で指導を行うとともに自立活動の指導を行います。（自閉症・情緒障害特別支援学級は、新就学の時点では申込みを受け付けておりません。自閉症・情緒障害特別支援学級を検討したい場合は、入学後に学校とご相談ください。）

### <指導目標>

自閉症・情緒障害特別支援学級では、児童の発達や障害の状況、個別の課題を的確に把握し、個に応じた指導を行います。

#### ■教科指導

知的な遅れのない児童を対象とするため、基本的に各教科の指導は、通常の学級に準ずる内容で行います。自立活動の時間を確保するため、一部の教科などの授業時数や学習内容を減らします。

#### ■自立活動

発達特性による学習上または生活上の困難を改善・克服していくための指導です。社会生活を送るため、情緒の安定を図り、協力し合う気持ちや仲間意識等を養い、人との関わりを楽しめるように指導します。

#### ■交流及び共同学習

各教科の指導で学んだことや、自立活動で習得したソーシャルスキルの力を発揮するため、行事や授業の場面で通常学級との交流も行います。

### 低学年の時間割の例

	月	火	水	木	金
1	国語	自立	国語	国語	国語
2	自立	国語	算数	音楽	体育
休み時間					
3	算数	図工	国語	国語	自立
4	道徳	生活	学活	算数	音楽
給食・昼休み・清掃					
5	図工	算数	自立	体育	算数
6		国語			

## 中学校の特別支援学級（自閉症・情緒障害 固定学級）

池袋中学校 「E組」

生徒の個性や特性は、それぞれに違います。知的な遅れがなくても、個性や特性により通常の学級のような大きな集団の中では自分のもてる力を十分に発揮しにくい生徒もいます。また特別支援教室での一定時間の特別な指導だけでは、発達特性による学習上または生活上の困難を改善・克服していくのが難しい生徒もいます。

たとえば、

- 強いこだわりがあってなかなか変更できない
- 人とのかかわりが苦手な集団生活への適応が難しい
- 感情のコントロールが難しく集団生活への適応が困難 等

E組は、このような知的な遅れのない自閉症や情緒障害の傾向が顕著な生徒を対象とした、少人数・異学年で編成された学級です。授業内容は通常の学級の教育課程に準ずることを基本とし、個々の特性や状態に応じた集団適応や対人関係の安定を図り、社会参加に向けた資質を養うため自立活動の指導を実施します。また、自分らしい生き方を実現できるように、キャリア教育も取り入れています。

### <指導目標>

E組では生徒の発達や特性の状況、個別の課題を的確に把握し、個に応じた指導を行います。

### ■教科指導

知的な遅れのない生徒を対象とするため、基本的に各教科の指導は、通常の学級に準ずる内容で行います（学年別・教科担任制）。自立活動の時間を確保するため、一部の教科などの授業時数や学習内容を減らします。

### ■自立活動

発達特性による学習上または生活上の困難を改善・克服していくための指導です。社会生活を送るため、情緒の安定を図り、協力し合う気持ちや仲間意識等を養い、人との関わりを楽しむように指導します。

### ■交流及び共同学習

各教科の指導で学んだことや、自立活動で習得したソーシャルスキルの力を発揮するため、行事や授業の場面で通常学級との交流も行います。

### 時間割の例

	月	火	水	木	金
1	特別活動	国語	国語	国語	外国語
2	数学	数学	技術・家庭	数学	数学
3	社会	社会	外国語	社会	社会
4	理科	理科	自立活動	外国語	理科
	給食・昼休み				
5	外国語	保健体育	総合	保健体育	自立活動
6	美術	道徳		音楽	総合

## 小学校の特別支援学級（難聴・言語障害通級指導学級）

### 池袋小学校「ことばときこえの教室」

「ことばときこえの教室」は、きこえやことばに様々な悩みをかかえている子供を対象とした学級です。たとえば、

#### ●きこえについて

- 聞き誤りや、聞き返しが多い。 ○呼んでも、気がつかないことがある。
- テレビの音を必要以上に大きくする。 ○語いが少なく、相手に分かりやすく話すことが苦手である。

#### ●ことばについて

- 発音に誤りがある。 ○発音がはっきりしない。 (例)・せんせい→てんてい など
- 話の途中で、くりかえしたり、のばしたり、つまったりする。  
(例)・ばばばばくがね、 ・ばーくがね ・…ぼっくがね、など、苦しそうに話す。
- ことばを間違っ覚えていて。 (例)・テレビ→テペイ ・くちびる→ちくびる など
- 語いが少ない。 ○話の内容を理解することが苦手である。

在籍している学級から、週1回、本教室に通級し指導を受けます。欠席や早退、遅刻にはなりません。  
☆通級には、保護者の付き添いを原則としています。

#### <指導内容>

1回の指導は、90分(学校の授業2校時分)を標準としています。担当者と1対1の個別指導が基本です。

#### ■きこえの指導

##### ■聴覚活用の学習をする

補聴器をつける練習や、上手に使いこなす練習をします。定期的に聴力検査を行い、必要に応じて耳鼻科医に紹介します。

##### ■聞く力をのばす

単語や文や一つ一つの音を正確に聞き取ったり、聞き分けたりする練習をします。

#### ■ことばの指導

##### ■正しく発音する練習する

唇や舌など、発音にかかわる器官の動きをよくしたり、正しい発音の仕方を練習したりします。段階を踏んだ指導を行い、正しい発音を定着させていきます。

##### ■人と楽しく会話をする

ことばがスムーズに出てこないお子さんには、ゆったり楽しく遊んだり、自己表現したりする中で自信を付けさせ、吃音の症状を軽減していきます。

##### ■ことばの力をのばす

ことばを間違っ覚えていたり、使えることばの数が少なかったりするお子さんには、学習や遊びを通して楽しくことばのやり取りを進める中で、ことばの力を付けます。

##### ■人とのやりとりを学ぶ

人の話を理解したり、自分の気持ちや考えを表現したりするために、ことばの力を伸ばすとともに、人とやりとりを通して、ことばの発達を促します。さらに、その中でコミュニケーションマナーも学びます。

## 特別支援教室を利用した巡回指導

小・中学校全校に設置されています。

知的な遅れがなく通常の学級に在籍していても、発達障害の傾向をもっているなど、一部特別な教育的支援が必要な子供がいます。

たとえば、

- 集中して聞いたり、見たり、活動したりすることが苦手である
- じっとしていることが難しく、身体がいつも動いていたり、すぐ立ち歩いたりしてしまう
- こだわりが強かったり、ちょっとしたことでかんしゃくをおこしやすかったりする
- 周りの雰囲気や空気を理解しにくく、思うように話せなかったり、一方的になったりする
- 文章は理解できるが書き写すことが困難である
- 特定の教科だけ、極端に苦手である

等

このような児童・生徒に対し、教育活動の一部（週1～週8時間程度）を、拠点校から巡回してきた専門の教員が、校内に設置された特別支援教室にて、それぞれのニーズに応じた取り出し指導を行う制度です。

### <指導の目的と指導内容>

- 児童・生徒の学習上・生活上の困難さを改善・克服し、障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級でほかの児童・生徒とともに有意義な学校生活を送れるようにすることが目的です。
- 在籍学級担任と巡回指導教員が協同して、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」「個別指導計画」を作成し、生活面や学習面での困難を改善するための指導（「自立活動」）をおこないます。
- 指導形態は、児童の実態に応じて「個別指導」と「小集団指導」があります。
- 教科の補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

### ■小学校

#### <拠点校と巡回校>

拠点校名	教室名	巡回校
朝日小学校	ひいらぎ教室	仰高小学校、駒込小学校、清和小学校
南池袋小学校	くわのみ教室	巣鴨小学校、豊成小学校、朋有小学校
目白小学校	あおぞら教室	池袋第三小学校、高南小学校
長崎小学校	ひまわり教室	椎名町小学校、富士見台小学校
千早小学校	あすなろ教室	要小学校、高松小学校、さくら小学校
池袋本町小学校	たんぽぽ教室	西巣鴨小学校、池袋第一小学校、池袋小学校

#### <指導（自立活動）の例>

- 乱暴な言動により、適切なコミュニケーションが取れない児童に対して、ソーシャルスキルトレーニング（SST）を行い、その場に応じた適切な言葉遣いや表現方法を身に付けるための指導
- 不安感が強く、初めて行う活動では動けなくなり参加できないことが多い児童に対して、気持ちを落ち着かせる方法やより良い対処法を身に付けるための指導

### ■中学校

#### <拠点校と巡回校>

拠点校	教室名	巡回校
巣鴨北中学校	S-room（学校名）	駒込中学校・西巣鴨中学校・千登世橋中学校
千川中学校	S-room（学校名）	池袋中学校・西池袋中学校・明豊中学校

S-room の名称には、「一人一人の特性（Special quality）に合わせた、学び（Study）を自ら、選ぶ（Select）教室」というコンセプトのもとに、3つの「S」に思いを込めています。

#### <指導（自立活動）の例>

- 注意を集中し続けることが難しく、質問が終わらないうちにしり抜けに答えてしまったりする生徒に対して、全体の情報量を少なくし、必要なものに注目できるようになるための指導
- 定期考査に向けて、出題の範囲を確認したり、自分のペースに合わせた学習のスケジュールを組んだりして、学習への見通しを持てるようになるための指導

# 特 別 支 援 学 校 一 覧



## 東京都立特別支援学校〔豊島区が通学区域のもの〕

種 別	学 校 名	設置学部	所 在 地	電 話
視覚障害	葛飾盲学校	幼・小・中	葛飾区堀切7-31-5	3604-6435
	久我山青光学園	幼・小・中	世田谷区北烏山4-37-1	3300-6235
	文京盲学校	高(普・専)	文京区後楽1-7-6	3811-5714
聴覚障害	大塚ろう学校	幼・小	豊島区巣鴨4-20-8	3918-3347
	葛飾ろう学校	幼・小・中 高(普・専)	葛飾区西亀有2-58-1	3606-0121
	中央ろう学校	中・高	杉並区下高井戸2-22-10	5301-3031
知的障害	王子特別支援学校	小・中・高	北区十条台1-8-41	3909-8777
	永福学園	高(就業技術科)	杉並区永福1-7-28	3323-1380
	志村学園	高(就業技術科)	板橋区西台1-41-10	3931-2323
	港特別支援学校	高(就開発科)	港区港南3-9-45	3471-9191
肢体不自由	北特別支援学校	小・中・高	北区十条台1-1-1	3906-2321

○このほか、入院や在宅で療養をしている児童・生徒への教育も行っています。

○幼稚部・高等部への申込みについては、学校または東京都特別支援教育推進室へお問い合わせください。

東京都特別支援教育推進室  
 〒162-0817 新宿区赤城元町1-3 教育庁神楽坂庁舎内  
 電 話 5228-3433 ファクシミリ 5228-3459



## 国立・私立特別支援学校（国立・私立の学校には通学区域はありません。）

種 別	学 校 名	設置学部	所 在 地	電 話
国 立	視覚障害 筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・中 高(普・専)	文京区目白台3-27-6	3943-5421
	聴覚障害 筑波大学附属 聴覚特別支援学校	幼・小・中 高(普・専)	市川市国府台2-2-1	047-371-4135
	知的障害 筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・中 高	文京区春日1-5-5	3813-5569
	肢体不自由 筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	小・中・高	板橋区小茂根2-1-12	3958-0181
	知的障害 東京学芸大学附属 特別支援学校	幼・小・中 高	東久留米市氷川台1-6-1	042-471-5274
	重複障害 (自閉症教育) 筑波大学附属 久里浜特別支援学校	幼・小	横須賀市野比5-1-2	046-848-3441
私 立	聴覚障害 日本聾話学校	幼・小・中	町田市野津田町並木1942	042-735-2361
	明晴学園	幼・小	品川区八潮5-2-1	6380-6775
	知的障害 愛育学園	幼・小	港区南麻布5-6-8	3473-8319
	旭出学園	幼・小・中・高・専	練馬区東大泉7-12-16	3922-4134
	自閉症 (混合教育) 武蔵野東学園	幼・小・中	武蔵野市緑町2-1-10	042-252-2211
武蔵野東高等専修学校	専修学校	武蔵野市西久保3-25-3	042-254-8611	

※国立・私立の学校への申込みについては、直接学校へお問い合わせください。

# 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導（※）
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱的の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
多動注意欠陥障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
法等拠	学校教育法施行令 22 条の 3	「756 号通知」及び「1178 号通知」	

※自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者については特別支援教室での指導の対象

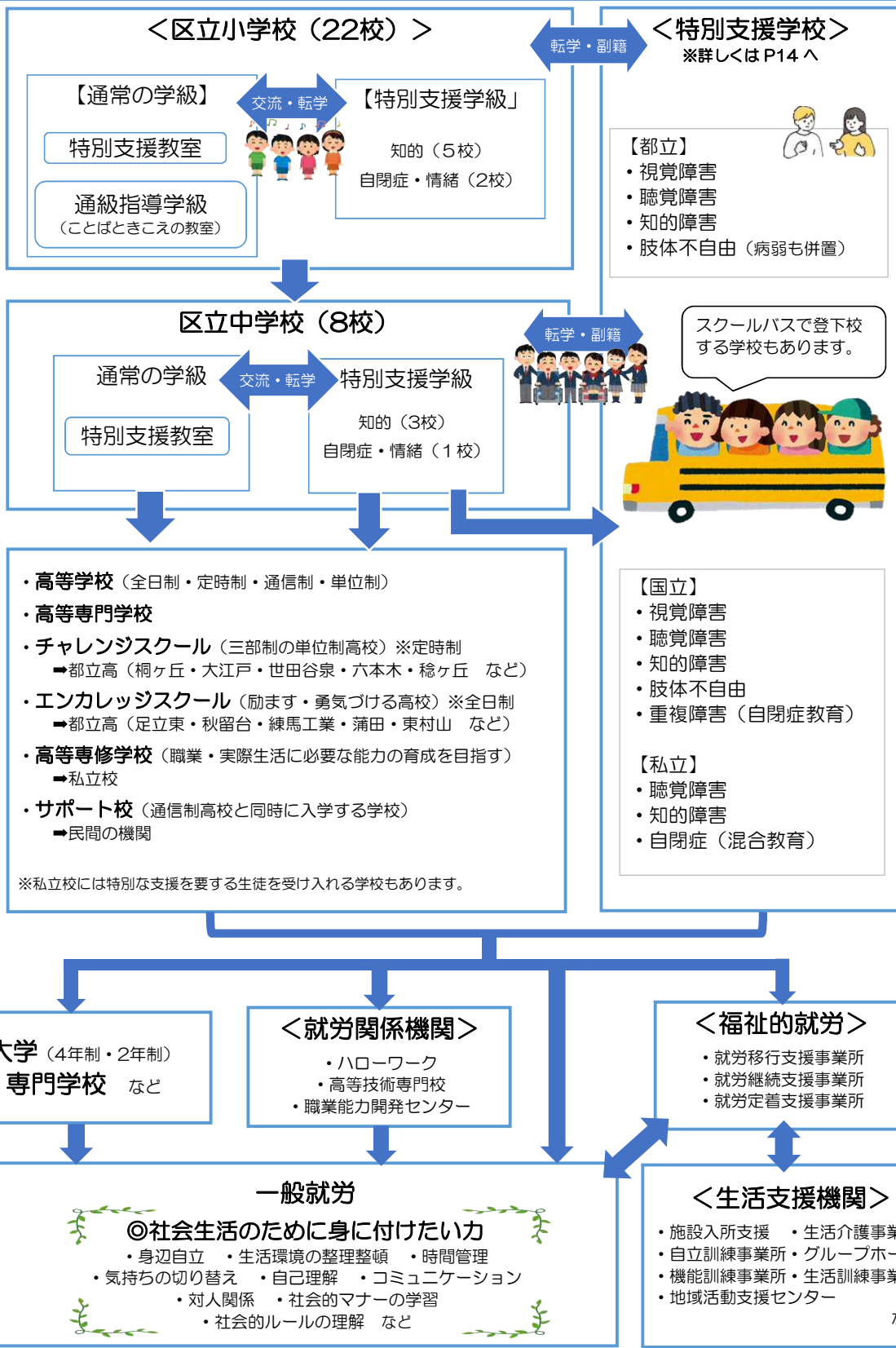
就学相談の手引き（義務教育）—東京都教育委員会—より抜粋



# 学齢期から成人期に応じた教育・福祉の機関

学  
齢  
期  
↓  
小  
学  
校  
↓  
中  
学  
校  
↓  
高  
等  
学  
校  
↓  
大  
学  
↓  
成  
人  
期

学齢期には、放課後や休日に生活能力向上、社会との交流の促進を目指す放課後デイサービスなどの支援があります。



# 『就学支援シート』について

一人一人のお子さんの発達を大切に、学校生活へのスムーズな移行を助け、豊かで楽しい学校生活を送るために、保護者や就学前機関（保育園、幼稚園、子ども家庭支援センターなど）の方々から学校へ伝える情報シートで、障害の有無にかかわらずだれもがお使いいただけるものです（障害があるから提出するというものではありません）。学校ではこのシートをもとに保護者の方との個別面接を行い、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」および「個別指導計画」を作成します。（※「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」「個別指導計画」については18ページをご参照ください。）

## ➡「就学支援シート」の内容は

このシートで伝えていただく内容は、

- お子さんの良いところ、伸びたところ、できること、得意なこと、好きなこと。
- お子さんに合わせて今まで工夫してきた指導内容や教材、教具、言葉かけなど具体的な方法。
- お子さんに必要以上に負担をかけないようにするため、お子さんの苦手なこと、情緒が不安定になってしまう状況など配慮の必要なこと。
- 保護者の気持ちや学校に伝えたいこと、大切にしたいこと。

などです。このシートは課題や問題行動を指摘していただくためのものではなく、楽しい学校生活と、自尊心をはぐくむ方法を考えるための情報として活用していただけると良いと思います。



1 成長・発達に関すること		保護者の方から
① 得意なこと、好きなこと、伸びたところ、できること		
② 苦手なこと、不安定な状況など		
③ 保護者が大切にしたいこと		
2 指導内容・指導方法に関すること		保護者の方から
④ 指導内容・指導方法		
⑤ 教材・教具		
⑥ 言葉かけ		
3 配慮の必要なこと		保護者の方から
⑦ 配慮の必要なこと		
⑧ その他		

4 指導についての配慮や工夫（就学前機関にご記入ください。）	
指導内容 指導方法 教材・教具 言葉かけ その他	
学校生活に配慮してほしいこと、助けが必要と思われること	
その他	
5 保護者の意向・要望・期待など（保護者の方がご記入ください。）	
学校生活について	
その他 （支援してほしいこと、配慮してほしいこと）	

## ➡就学支援シートの流れ



## ➡入手方法は？

「就学支援シート」は、教育センター2階窓口でお渡ししています。また豊島区のホームページの特別支援教育のページからもダウンロードできます。詳しくは教育センター 教育相談グループ就学相談担当までお問合せください。

# 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）と 個別指導計画について

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた支援を行うためには、学校教育だけでなく、地域の関係機関と連携して、よりよい一貫した支援を進めていく必要があります。豊島区の小中学校では、特別支援学級や特別支援教室に在籍する児童・生徒を対象に個別の教育支援計画の作成を実施しています。

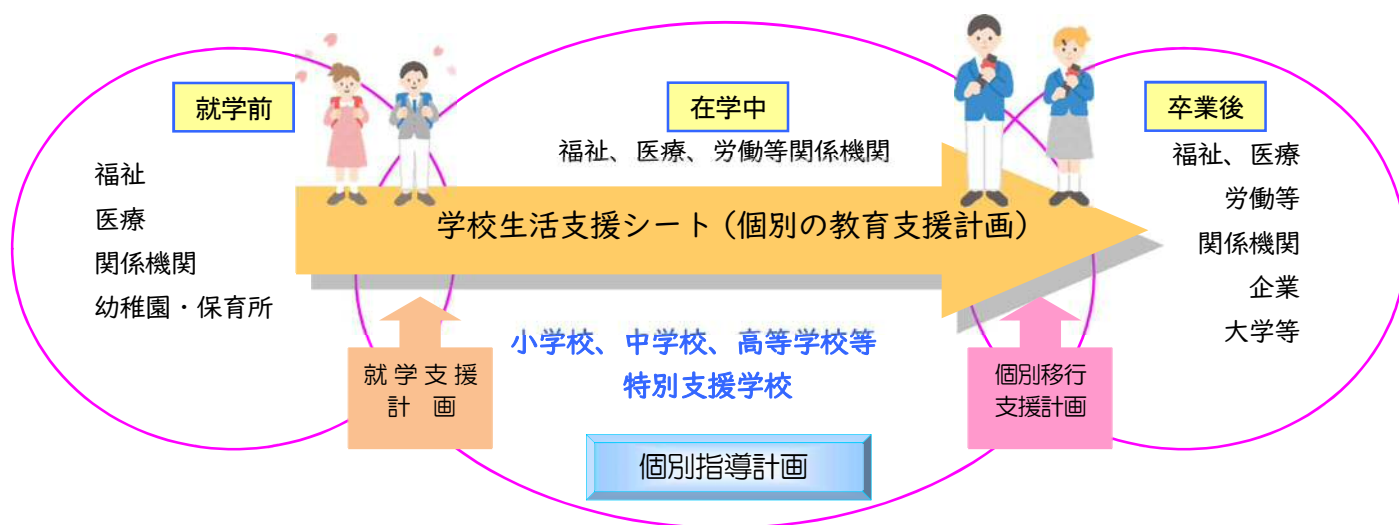
## ■学校生活支援シート（個別の教育支援計画）とは

効果的に支援を実施するため、保護者と学校のほか、福祉、医療、労働等の関係機関が協力して作成する計画です。地域社会に生きる個人を、関係機関等による連携協力体制で支援をしていくための手だてとして位置付けられています。

中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うために作成するもので、1～3年先、あるいは将来を見通して、関係機関がそれぞれに果たす役割を明確にするものです。関係者が集まって「支援会議」を開き、話し合いながら支援の内容を充実させていきます。

## ■個別指導計画とは

よりきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に指導目標や指導内容、方法を盛り込んだ指導計画です。学期ごと、あるいは1年ごとに作成する計画で、保護者と学校が話し合いながら、作成していきます。





# 副籍制度



特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の豊島区立小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図り、共生社会の実現や共生社会の担い手の育成を目指すための制度です。

東京都では平成 27 年度より地域を基盤として都立の特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が副籍を持つことになりました。実際にどのような交流を行うかは、在籍校や交流する地域の学校の教員と保護者等で話し合っっておすすめいただきます。

豊島区では、令和 5 年度には 120 名以上の方がこの制度によりさまざまな交流活動を行っています。

副籍制度の利用については、特別支援学校の担任またはコーディネーターの先生にお問い合わせください。



# 就学相談のお問い合わせ

## ◇豊島区教育委員会事務局 教育センター

### 教育相談グループ 就学相談担当

〒171-0032 豊島区雑司が谷3-1-7

TEL 3590-6746

ファクシミリ 3981-4793

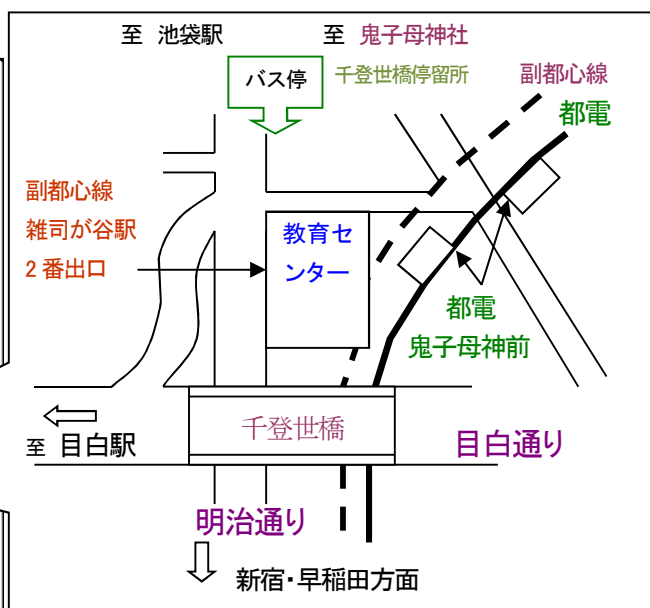
副都心線 雑司が谷駅下車 (2番出口より直結)・・・徒歩1分

JR山の手線 目白駅下車・・・・・・・・・・・・徒歩10分

池袋駅下車(各線)・・・・・・・・・・・・徒歩17分

都バス(池65・86系統)千登世橋停留所下車・・・・・・徒歩1分

都電・鬼子母神前停留所下車・・・・・・・・・・・・徒歩1分



豊島区の特別支援教育と就学相談

発行 豊島区教育委員会事務局 教育センター